

菟田町合併 70 周年ロゴマーク取扱要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、令和 7 年 1 月 1 日に菟田町合併 70 周年を迎えることを機に制定した、菟田町合併 70 周年ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用について、必要な事項を定めるものとする。

(使用目的)

第 2 条 ロゴマークは、菟田町合併 70 周年を町内外に周知するために使用する。

(デザイン)

第 3 条 ロゴマークのデザインは、別表のとおりとする。

(使用基準及び使用料)

第 4 条 ロゴマークを使用しようとする者は、ロゴマークの使用が次の各号のいずれにも該当しない場合に限り許可するものとする。この場合において、ロゴマークの使用料は無料とする。

- (1) 本町の信用や品位を損なう、又は損なう恐れがあるもの
- (2) 他社の財産、プライバシー等を侵害するもの又は侵害する恐れのあるもの
- (3) 他社に不利益、損害を与えるもの又はその恐れのあるもの
- (4) 公序良俗に反るもの又はその恐れのあるもの
- (5) 犯罪行為、犯罪行為に結びつくもの又はその恐れのあるもの
- (6) 営業活動、営利のみを目的とするもの又はその準備を目的とするもの
- (7) 他者の名誉又は信用を毀損するもの
- (8) その他、法律、法令及び条例に違反するもの又はその恐れのあるもの
- (9) 政治活動、選挙運動又は宗教的活動に関するもの
- (10) 自己の商標又は意匠に相当するものとして独占的に使用する場合。
- (11) 全各号に掲げるもののほか、町長が特に不相当と認めるもの

(使用申請)

第 5 条 ロゴマークを使用するにあたっては、ロゴマーク使用申請書（様式第 1 号）を町長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

- (1) 報道機関が菟田町合併 70 周年の広報を目的で使用する場合。
- (2) その他町長が使用申請を必要としないと認めた場合。

(菟田町の使用)

第 6 条 前条の規定にかかわらず、菟田町が行う事業等で使用する場合は、特に前条の申請は必要としないものとする。

(許可等の通知)

第 7 条 町長は、前条の申請書を受理したときは、速やかにその内容等を審査し、ロゴマーク使用許可通知書（様式第 2 号）又はロゴマーク使用不許可通知書（様式第 3 号）により、当該申請書を提出した者にロゴマークの使用の可否を通知するものとする。

(使用期間)

第8条 ロゴマークを使用する期間は、この要綱を制定した日から令和7年9月30日までとする。ただし、ロゴマーク等を使用する事業の準備、周知等のため必要があると認められるとき、荻田町がその業務の目的において使用する場合は、この限りでない。

(使用上の遵守事項)

第9条 ロゴマーク使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) ロゴマークは、デザイン、縦横の比率、ロゴマークの尊厳並びに品位を損なうような色の設定を行ってはならない。
- (2) ロゴマークの使用は、許可された内容にのみ使用すること。
- (3) ロゴマークを自己のものとして商標又は意匠に使用しないこと。
- (4) ロゴマークを使用する権利を第三者に譲渡しないこと。
- (5) その他町長が必要と認める事項を遵守すること。

(使用の取消し)

第10条 町長は、使用者が第4条各号のいずれかに該当し、又は前条各号のいずれかに違反していると認められる場合は、第7条の規定によるロゴマークの使用の許可を取り消し、ロゴマークの使用を差し止め、ロゴマークを用いた作成物の回収等の必要な措置を求めることができる。この場合において、使用者に損害が生じても、町長はその責めを負わないものとし、これらの措置にかかる経費は使用者の負担とする。

2 前項の許可の取消しは、ロゴマーク使用許可取消通知書(様式第4号)をもって行うものとする。

(免責)

第11条 町は、当該許可に基づくロゴマークの使用によって、使用者に損失等が生じたとしても、その責任は一切負わないものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。